

第5期熊本県廃棄物処理計画の策定について

1 策定の根拠、経緯

- 都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により、国が定める「基本方針」(法第5条の2)に即して、当該都道府県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を定めることとなっている。
- 今般、第4期(平成28～令和2年度)の廃棄物処理計画の最終年度となるため、第5期(令和3～7年度)の同計画を策定する。

2 策定方針

- (1) 国が定める「基本方針」に即し、次の事項を計画に定める(法第5条の5第2項)。
 - ① 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - ② 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - ③ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - ④ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - ⑤ 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項 ← 平成27年法改正により追加
- (2) 「災害廃棄物処理計画※1」について、第4期の計画同様、本計画の1章に位置付け、熊本地震や令和2年7月豪雨での経験や教訓を踏まえた見直しを行う。
 - ※1：法第5条の2に基づき国が定める「基本方針」(H28年改定)において、都道府県の役割として災害廃棄物処理計画の策定を規定
- (3) バイオマス活用の取組みは、廃棄物の排出抑制や再生利用率向上等を進めるための有効な手法であることから、「バイオマス活用推進計画※2」について新たに本計画の1章に位置付ける。
 - ※2：バイオマス活用推進基本法第21条において都道府県に計画策定の努力義務規定
- (4) 水銀廃棄物は、第4期計画策定後、法令改正等により処理基準等が定められたため、一般廃棄物及び産業廃棄物の関係する章に取り込む。
- (5) 近年、海洋汚染が地球規模で問題となっているため、海洋プラスチックごみ削減対策(回収強化・排出抑制・リサイクル)について個別に取り上げる。
- (6) パブリックコメントや県民・排出事業者・処分業者の意識調査、市町村の意見聴取により、県民、事業者、市町村等の意見を可能な限り反映させる。

3 策定の日程

廃棄物処理計画の策定スケジュールは以下のとおり。

- 令和2年2月 熊本県環境審議会への諮問
- 5月 検討委員会の設置
- 12月～2月 検討委員会による廃棄物処理計画(素案)の審議等(計2回程度)、市町村の意見聴取
- 令和3年2月以降～ 県政パブリックコメントの実施
議会報告、熊本県環境審議会答申
「第5期熊本県廃棄物処理計画」策定

■計画の位置づけ

